

公布された規則のあらまし

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第 66 号）

- 1 佐賀県行政不服審査会委員及び臨時委員の報酬日額及び旅費の額を定めることとした。
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第 67 号）

- 1 次に掲げる規則に定める申告書等の様式について個人番号を記入する欄を設ける等所要の改正を行うこととした。
 - (1) 佐賀県税条例施行規則
 - (2) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
 - (3) 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則
 - (4) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
 - (5) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
 - (6) 佐賀県核燃料税条例施行規則
 - (7) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
 - (8) 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
- 2 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。